

新宿駅東口地区駐車場地域ルールの変更内容について

新宿駅東口地区駐車場地域ルールは、平成 26 年 4 月 1 日に施行された改正東京都駐車場条例や施行後の運用状況等を踏まえ、平成 28 年 9 月 1 日に改正されました。主な変更内容は、下記の(1),(2)です。

(1) 既存建築物への地域ルールの適用

平成 26 年 4 月 1 日に施行された改正東京都駐車場条例(都駐車場条例第 19 条の 2 に関連)に基づき、新宿駅東口地区駐車場地域ルールを変更しました。主な変更点は、既存建築物への地域ルール適用についてです。

これまで、既存建築物については地域ルールの適用ができませんでしたが、東京都駐車場条例の改正に伴い、既存建築物についても地域ルールが適用可能となりました。

【東京都駐車場条例の主な変更内容】

平成 26 年 4 月 1 日以前・・・既存建築物の地域ルール適用が**不可**

平成 26 年 4 月 1 日以降・・・既存建築物の地域ルール適用が**可能**

平成 26 年 4 月 1 日に施行された改正東京都駐車場条例により、地域ルール適用申請の手続きの流れは、右ページのとおりになります。

(2) 大規模小売店舗立地法の取扱い

従前の地域ルールでは、大規模小売店舗立地法(大店立地法)に基づく必要台数に関する記載をしていましたが、施行後の運用状況等を踏まえ、台数の基準から大店立地法の記載を削除しました。

なお、大店立地法の対象となる建築物(店舗面積 1,000 m²超)は、別途、大店立地法に従って必要台数を確保する必要があります。

【地域ルール適用申請フロー】 ※運用マニュアルP.23より抜粋

